

明石市長 丸谷 聡子
（公印省略 こども局こども育成室運営担当）

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市こども局こども育成室運営担当の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- （1）業 務 名 明石市立幼稚園給食調理等業務委託（単価契約）（長期継続契約）
- （2）業 務 場 所 明石市立幼稚園27施設
- （3）業 務 概 要 外部搬入方式による明石市立幼稚園給食調理等業務 1式
- （4）履 行 期 間 2026年9月1日から2030年3月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- （5）見 積 限 度 額 ① 昼食 510円（税抜）
② 間食 42円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- （1）明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「給食」で登録されていること。ただし、2025年11月17日までに、明石市競争入札等参加資格申請（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類がサービスで、かつ、業種区分が給食で、登録申請を明石市総務局財務室契約担当に提出し、適正に受理された者は、名簿に登録されたものとみなす。なお、このただし書きは本応募の応募案件にのみ適用する。
- （2）2015年4月1日から2025年9月30日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）や私立幼稚園等の発注に係る、3歳から5歳までの幼児を対象とした外部搬入方式による給食調理業務を元請として、継続して1年以上履行した業務実績を有すること。
※ 長期継続契約等により、現在履行中の業務であっても、2025年9月30日までの間に継続して1年以上業務実績がある場合は、上記内容を満たすものとする。
- （3）食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- （4）業務責任者として、運営統括責任者を常勤の正規雇用職員で配置できること。なお、資格及び専任性は求めない。
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （6）明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (10) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 見積方法及び契約方法

- (1) 参考見積金額は、給食及び間食それぞれの1食あたりの金額（税抜）を記載してください。
- (2) 契約については、給食及び間食それぞれの1食あたりの単価（税抜）で行うものとし、受託予定者の参考見積金額を上限として単価契約を行います。

4 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間

2025年10月24日（金）からダウンロード可能

- (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局こども育成室運営担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5149）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5650）によりこども局こども育成室運営担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2025年10月24日（金）から2025年11月5日（水）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2025年11月7日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、書類の規格はA4版・縦型・横型・左綴じで作成し、添付資料やリーフレット等を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。また、様式番号の順に並べること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、10部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（表紙）（11部／様式6）

エ 参考業務費内訳書（本体）（11部／任意様式）

オ 企画提案書（11部／「企画提案書作成要領」参照）

カ 公共性（施策反映）評価提出書（11部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

- ・ 個人の場合・・・その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

（２） 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式３）を貼り付けた角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り１つの封筒に提出書類を入れてください。

イ ２０２５年１１月７日（金）午後１時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、２０２５年１１月１８日（火）（午後５時必着）です。

〒６７３－８６８６ 兵庫県明石市中崎１丁目５番１号

明石市役所こども局こども育成室運営担当 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式２）に貼付し、ＦＡＸ（０７８－９１８－５６５０）により明石市役所こども局こども育成室運営担当へ送信してください。

７ プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

（１） 日時 ２０２５年１１月２１日（金） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

（２） 場所 明石市役所 議会棟２階 第４委員会室

８ 契約保証金

契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当するときは免除等を行う場合がある。

９ 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の１０８分の１００で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に８％を加算した額で契約を行います。

なお、１円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

１０ 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払（ただし、月払いとする。）

１１ 契約の締結について

（１） 受託予定者

明石市立幼稚園給食調理業務等委託受託予定者選定要領の選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（２） 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（３） 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 長期継続契約について

本委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

15 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）

- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

16 準備期間について

契約締結日から2026年8月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上プロポーザル方式に参加ください。

17 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

18 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。